

<個人情報保護宣言> 新旧対照表

新	旧
<p><u>当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）が当社の大切な経営資産の一つであることを役職員全員が強く認識し、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、金融商品取引業者として当社が保有する個人情報等の保護と正確性の維持について、万全の態勢で取組むことといたします。</u></p> <p>1. 関係法令等の遵守 当社は、個人情報保護等に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。</p> <p>2. 利用目的 当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取扱われる場合を除き、当社が定める利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報等を取扱います。 <u>個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。</u> なお、個人情報等の利用目的は、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。また、必要に応じ、利用目的を記載したリーフレット等を配布させていただきます。</p> <p>3. 安全管理措置 当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行ってまいります。</p> <p>4. 繙続的改善 当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。</p> <p>5. 開示等のご請求手続 当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。 <u>なお、個人番号の保有の有無について開示のお申出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</u></p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。 <u>ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口までお申出下さい。</u> 監査部（〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号） 電話番号 06-6229-6636 受付時間 午前9時～午後5時 Eメール kansabu@naito-sec.co.jp</p> <p>7. 認定個人情報保護団体 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報等の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 [苦情・相談窓口] 日本証券業協会個人情報相談室 (http://www.jsda.or.jp/) 電話 03-3667-8427 <u>なお、個人情報等の主な取得元及び、外部委託している主な業務については、ホームページに載せております。</u></p>	<p>お客様の各種個人情報は、当社の大切な経営資産の一つであることを役職員全員が強く認識し、以下の個人情報保護方針に基づき、証券会社として当社が保有する個人データの保護と正確性の維持について、万全の態勢で取組むことといたします。</p> <p>1. 関係法令等の遵守 当社は、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。</p> <p>2. 利用目的 当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取扱われる場合を除き、当社が定める利用目的の達成に必要な範囲内で、お客様の個人情報を取扱います。</p> <p>なお、個人情報の利用目的は、当社の本支店及びホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ、利用目的を記載したリーフレット等を配布させていただきます。</p> <p>3. 安全管理措置 当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行なってまいります。</p> <p>4. 繙続的改善 当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。</p> <p>5. 開示等のご請求手続 当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。</p> <p>6. ご質問、ご意見等 当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。 <u>ご質問・ご意見等は、当社の本支店又は次の窓口までお申出下さい。</u> 監査部（〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号） 電話番号 06-6229-6636 受付時間 午前9時～午後5時 Eメール kansabu@naito-sec.co.jp</p> <p>7. 認定個人情報保護団体 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。 [苦情・相談窓口] 日本証券業協会個人情報相談室 (http://www.jsda.or.jp/) 電話 03-3667-8427</p>
以上 附則 <u>この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。</u>	以上 平成22年2月

<個人情報の利用目的> 新旧対照表

新	旧
<p>当社が取得したお客様の個人情報は、<u>以下の事業及び</u>目的のために利用いたします。</p> <p>1. 個人情報を利用する事業の内容</p> <p>(1)証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受業務等)及び証券業務に付随する業務</p> <p>(2)保険募集業務、金融先物取引業、投資顧問業、商品取引業等、法律により<u>金融商品取引業者</u>が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</p> <p>(3)その他<u>金融商品取引業者</u>が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱が認められる業務を<u>含みます</u>)</p> <p>2. 個人情報を利用する目的</p> <p>(1)金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>(2)当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>(3)適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</p> <p>(4)<u>お客様ご本人</u>であること又はご本人の代理人であることを確認するため</p> <p>(5)お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため</p> <p>(6)お客様との取引に関する事務を行うため</p> <p><u>(7)お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</u></p> <p><u>(8)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</u></p> <p><u>(9)他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</u></p> <p><u>(10)その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため</u></p> <p>3. 個人番号を利用する目的</p> <p>前項の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は以下の目的に限り利用いたします。</p> <p>(1)金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</p> <p>(2)金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>附則 この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>	<p>当社が取得したお客様の個人情報は、<u>下記の事業および</u>目的のために利用いたします。</p> <p>1. 個人情報を利用する事業の内容</p> <p>(1)証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受業務等)及び証券業務に付随する業務</p> <p>(2)保険募集業務、金融先物取引業、投資顧問業、商品取引業等、法律により<u>証券会社</u>が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</p> <p>(3)その他<u>証券会社</u>が営むことができる業務及びこれらに付隨する業務(今後取扱が認められる業務を<u>含む</u>)</p> <p>2. 個人情報を利用する目的</p> <p>(1)金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>(2)当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</p> <p>(3)適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</p> <p>(4)<u>お客様が本人</u>であること又はご本人の代理人であることを確認するため</p> <p>(5)お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため</p> <p>(6)お客様との取引に関する事務を行うため</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>(7)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施による金融商品やサービスの研究や開発のため</u></p> <p><u>(8)他の事業者等から個人情報の処理の全部もしくは一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</u></p> <p><u>(9)その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため</u></p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>3. 法令等による利用目的の限定</p> <p>金融商品取引法内閣府令第 123 条第 7 号等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</p> <p style="text-align: right;">以上 平成 19 年 9 月</p>

<『最良執行方針』> 新旧対照表

新	旧
<p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S (私設取引システム) への取次ぎを含む金融商品取引所市場外売買の取扱いは行いません。</p> <p>なお、インターネット取引 <u>(削除)</u>における取扱いは東京証券取引所のみとなります。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>附則 この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、P T S (私設取引システム) への取次ぎを含む金融商品取引所市場外売買の取扱いは行いません。</p> <p>なお、インターネット取引、<u>コール取引</u>における取扱いは東京証券取引所のみとなります。</p> <p style="text-align: center;">以上 平成 26 年 3 月</p>

株式等振替決済口座管理約款の

<新旧対照表>

内藤証券株式会社

新	旧
株式等振替決済口座管理約款 (振替決済口座の開設) 第3条 1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合 <u>口座</u> 取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 2. 当社は、お客様から「総合 <u>口座</u> 取引申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3. (現行通り) <u>(共通番号の届出)</u> 第3条の2 <u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）</u> <u>その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。</u> <u>その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u> (当社への届出事項) 第5条 1. 「総合 <u>口座</u> 取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出印およびお届出の氏名又は名称、住所、生年月日、 <u>共通番号</u> 等とします。 2. (現行通り) (加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意) 第6条の2 当社が前項に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。 <u>(共通番号情報の取扱いに関する同意)</u> 第7条 <u>当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機関の定めるところにより取り扱い、機関、機関を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u> (担保株式等の取扱い) 第15条 1. (現行通り) 2. お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいま	株式等振替決済口座管理約款 (振替決済口座の開設) 第3条 1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 2. 当社は、お客様から「総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 3. (省略) <u>(新設)</u> (当社への届出事項) 第5条 1. 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出印およびお届出の氏名又は名称、住所、生年月日等とします。 2. (省略) (加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意) 第7条 当社が前項に基づき機関に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機関を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。 <u>(新設)</u> (担保株式等の取扱い) 第15条 1. (省略) 2. お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいま

株式等振替決済口座管理約款の

< 新 旧 対 照 表 >

内藤証券株式会社

新	旧
<p>託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3. お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>	<p>す。) の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3. お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>
<p>(振替先口座等の照会)</p> <p>第18条</p> <p>1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2. お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p>	<p>(振替先口座等の照会)</p> <p>第18条</p> <p>1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2. お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p>
<p>(振替株式等の発行者である場合の取扱い)</p> <p>第21条</p> <p>1. お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請することができます。</p> <p>2. お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約</p>	<p>(振替株式等の発行者である場合の取扱い)</p> <p>第21条</p> <p>お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請することができます。</p>

(新 設)

株式等振替決済口座管理約款の

<新旧対照表>

内藤証券株式会社

新	旧
<p><u>権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者的通知又は反対新投資口予約権者的通知をしていただきます。</u></p> <p>(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)</p> <p>第30条</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。<u>また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。</u></p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第32条</p> <p>1. 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があった場合 ②お客様が手数料を支払わないとき ③お客様がこの約款に違反したとき ④第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合 ⑤お客様が第42条に定めるこの約款の変更に同意しないとき <u>⑥お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> <u>⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> <u>⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> <u>⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u></p>	<p>(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)</p> <p>第30条</p> <p>1. (省略) 2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</p> <p>3. (省略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第32条</p> <p>印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2. (省略) 3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p> <p>(解約等)</p> <p>第37条</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があった場合 ②お客様が手数料を支払わないとき ③お客様がこの約款に違反したとき ④第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合 ⑤お客様が第42条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき ⑨次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する</p>

株式等振替決済口座管理約款の

<新旧対照表>

内藤証券株式会社

新	旧
2. 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。	場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合	①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、 <u>お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき</u>	②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき
③ (現行通り) 3. (現行通り) 4. (現行通り)	③ (省 略) 3. (省 略) 4. (省 略)
以上	以上 平成 26 年 12 月
<u>附則</u> <u>この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</u>	

< 保護預り約款 > 新旧対照表

新	旧
<u>(共通番号の届出)</u>	<u>(新設)</u>
第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	
(当社への届出事項)	(当社への届出事項)
第6条の2	第6条
1. 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、 <u>共通番号</u> 等をもって、お届出の印鑑、氏名又は名称、住所、生年月日、 <u>共通番号</u> 等とします。	1. 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、 <u>お届出印及びお届けの氏名又は名称、住所、生年月日等</u> とします。
(届出事項の変更手続き)	(届出事項の変更手続き)
第14条	第14条
1. お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書類に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押印してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出 <u>又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u> があります。	1. お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書類に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押印してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
以上	以上 平成25年7月
附則 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。	

<外国証券取引口座約款 > 新旧対照表

新	旧
<u>(共通番号の届出)</u> 第24条 <u>申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(届出事項)</u> 第24条の2 <u>申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び<u>共通番号</u>等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</u>	<u>(届出事項)</u> 第24条 <u>申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当社所定の書類により届け出るものとします。</u>
<u>(届出事項の変更届出)</u> 第25条 <u>申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>共通番号</u>等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</u>	<u>(届出事項の変更届出)</u> 第25条 <u>申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</u>
<u>以上</u>	<u>以上</u> 平成26年8月
附則 <u>この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。</u>	

<非課税上場株式等管理に関する約款 > 新旧対照表

新	旧
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条</p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者との区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基準となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条</p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基準となつた非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができます。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p>
<p>(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち、当社の非課税口座において対象となる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p>	<p>(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち、当社の非課税口座において対象となる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p>

<非課税上場株式等管理に関する約款 > 新旧対照表

新	旧
<p>□ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設される当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</p> <p>第9条</p> <p>当社は、第5条第1号□及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号<u>又は第2号</u>に定めるところにより行います。</p> <p><u>(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</u></p> <p>第10条</p> <p>お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場される株式をいい、ＥＴＦ（上場証券投資信託）、上場ＲＥＩＴ（不動産投資信託）及び上場ＪＤＲ（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第12条 (現行通り)</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>附則 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。</p>	<p>□ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等)</p> <p>第9条</p> <p>当社は、第5条第1号□及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定める</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p>(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成27年1月</p>

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款> 新旧対照表

新	旧
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が <u>(削除)</u> 特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の <u>振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）</u> について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が <u>租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する</u> 特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下、同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の <u>保管の委託</u> について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
(特定口座開設届出書等の提出) 第2条 1. 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、 <u>(削除)</u> 特定口座開設届出書を提出しなければなりません。 2. 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を <u>選択される</u> 場合には、あらかじめ、当社に対し、 <u>(削除)</u> 特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を <u>選択しない旨</u> の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があつたものとみなします。 3. 申込者が当社に対して <u>(削除)</u> 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を <u>選択しない旨</u> の申出を行うことはできません。	(特定口座開設届出書等の提出) 第2条 1. 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、 <u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める</u> 特定口座開設届出書を提出しなければなりません。 2. 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を <u>希望する</u> 場合には、あらかじめ、当社に対し、 <u>租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める</u> 特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を <u>希望しない旨</u> の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があつたものとみなします。 3. 申込者が当社に対して <u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u> 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を <u>希望しない旨</u> の申出を行うことはできません。
(特定保管勘定における保管の委託等) 第3条 <u>上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定</u> （当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。	(特定保管勘定における保管の委託) 第3条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（ <u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている</u> 当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下、同じ。）において行います。
(所得金額等の計算) 第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。	(所得金額等の計算) 第4条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。
(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。 ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④当社に開設された特定口座に設けられた <u>(削除)</u> 特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のう	(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。 ① (省略) ② (省略) ③ (省略) ④当社に開設された特定口座に設けられた <u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する</u> 特定信用取引勘定において

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款> 新旧対照表

新	旧
<p>ち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤申込者が相続（限定承認に係るもの）を除きます。以下同じです。又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るもの）を除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>⑥特定口座内上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑦特定口座内上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑧特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑨特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑩特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑪特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>⑫特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤申込者が相続（限定承認に係るもの）を除きます。以下同じ。又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るもの）を除きます。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>⑥特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>⑦特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（合併法人の株式のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>⑧特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（法人税法第2条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>⑨特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式交換等（同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかつたものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金額等を受ける場合を除きます。）により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款> 新旧対照表

新	旧
<p><u>⑯特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</u></p> <p><u>⑰前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</u></p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対する方法<u>その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法</u>のいずれかにより行います。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。</p> <p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第10条</p> <p>1. 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。</p> <p>2. <u>特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。</u></p> <p>3. <u>当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。</u></p> <p>4. <u>当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年内に申込者が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該申込者からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を交付いたします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>(契約の解除)</p>	<p><u>⑯特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第6条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対する方法又は、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条の規定に基づいて行われる1単元の株式に満たない数の株式の譲渡について当社を経由する方法のいずれかにより行います。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第7条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定口座内保管上場株式等の移管)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)</p> <p>第9条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第15第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第16項から第18項までに定めるところにより行います。</p> <p>(年間取引報告書等の送付)</p> <p>第10条</p> <p>1. 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。ただし、この契約が第12条に基づき解約された場合は解約日の属する月の翌月末日までに、申込者に交付いたします。</p> <p>なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年内に取引のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>2. 当社は、前項により特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>(地方税に関する事項)</p> <p>第11条 当社は、お客様から租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法第71条の50及び第71条の51の規定に基づき譲渡所得割を特別徴収します。</p>

<特定口座に係る上場株式等保管委託約款> 新旧対照表

新	旧
第11条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 <u>①</u> 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき <u>(削除)</u>	(契約の解除) 第12条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 <u>1.</u> 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき <u>2. 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u> <u>3. 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u> (特定口座を通じた取引) 第13条 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。
(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付) 第13条 <u>特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</u>	(特定口座を通じた取引) 第13条 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。 <u>(新設)</u>
(特定口座管理料) 第14条 (現行どおり)	(特定口座管理料) 第14条 (省略)
(合意管轄) 第15条 (現行どおり)	(合意管轄) 第15条 (省略)
(この約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。また、改定の内容が、 <u>申込者</u> の従来の権利を制限する <u>若しくは申込者</u> に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。なお、改定の内容が、 <u>申込者</u> の従来の権利を制限するもしくは <u>申込者</u> に新たな義務を課すものでないとき、又は、その内容が軽微であるときは、当社ホームページ等への掲載等に代えることができるものとします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。	(この約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。また、改定の内容が、 <u>お客様</u> の従来の権利を制限する <u>もしくはお客様</u> に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。なお、改定の内容が、 <u>お客様</u> の従来の権利を制限するもしくは <u>お客様</u> に新たな義務を課すものでないとき、又は、その内容が軽微であるときは、当社ホームページ等への掲載等に代えることができるものとします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。
以上 (附則) この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。	以上 平成25年1月

<特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款> 新旧対照表

新	旧
(約款の趣旨) 第1条 (現行どおり)	(約款の趣旨) 第1条 (省略)
(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 1. 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(<u>租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。</u>)に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。 <u>①租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> <u>②租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> <u>③租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> <u>④租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> 2. (現行どおり)	(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲) 第2条 1. 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等(<u>租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。</u>)に係るものに限ります。）のみを受入れます。 <u>(新設)</u> <u>①租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> <u>②租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> <u>③租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u> 2. (省略)
第3条から第5条 (現行どおり)	第3条から第5条 (省略)
(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 <u>①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</u> <u>(削除)</u> <u>②お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u> <u>③お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</u>	(契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 <u>①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</u> <u>②租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u> <u>③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u> <u>④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</u>
第7条から第8条 (現行どおり)	第7条から第8条 (省略)
以上 (附則) この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。	以上 平成22年1月

<特定管理口座約款> 新旧対照表

新	旧
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が <u>当社</u> に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規程する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明瞭にするための取決めです。	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規程する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明瞭にするための取決めです。
(特定管理口座における保管の委託等) 第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は <u>公社債</u> が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、以下に掲げる条件のすべてを充たす場合に限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。 ①金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散（合併による解散を除きます。）、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てのいずれかであること。 ②機構の取扱継続期間において、機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。 ③機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。 ④機構の取扱継続期間において、発行者が機構の定める手数料を支払うこと。 ただし、上記の4要件のいずれかが満たされない場合は最終売買決済日の翌営業日に株式会社証券保管振替機構における取扱いが廃止されますので、その場合には、取扱廃止日以前に無価値化事由（破産手続開始の決定等）が発生している場合を除き特定管理口座での管理が行えません。よって、将来当該株式について無価値化事由が発生しても、無価値化損失（みなし譲渡損失）は認められません。	(特定管理口座における保管の委託) 第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、以下に掲げる条件のすべてを充たす場合に限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。 ①金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散（合併による解散を除きます。）、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てのいずれかであること。 ②機構の取扱継続期間において、機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。 ③機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。 ④機構の取扱継続期間において、発行者が機構の定める手数料を支払うこと。 ただし、上記の4要件のいずれかが満たされない場合は最終売買決済日の翌営業日に株式会社証券保管振替機構における取扱いが廃止されますので、その場合には、取扱廃止日以前に無価値化事由（破産手続開始の決定等）が発生している場合を除き特定管理口座での管理が行えません。よって、将来当該株式について無価値化事由が発生しても、無価値化損失（みなし譲渡損失）は認められません。
(譲渡の方法) 第4条 1. 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。 2. 前項の規程にかかわらず、お客様が当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。 3. 前項の規程により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。	(譲渡の方法) 第4条 1. 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。 2. 前項の規程にかかわらず、お客様が当社に対して、特定管理株式の売委託の注文又は当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。 3. 前項の規程により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すことといたします。
(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知) 第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知) 第5条 特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)	(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

<特定管理口座約款> 新旧対照表

新	旧
<p>第6条</p> <p>特定管理口座で管理している<u>特定管理株式等</u>の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該<u>特定管理株式等</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式等</u>の銘柄、<u>価値喪失株式等</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の解除)</p>	<p>第6条</p> <p>特定管理口座で管理している<u>特定管理株式</u>の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該<u>特定管理株式</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式</u>の銘柄、<u>価値喪失株式</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の解除)</p>
<p>第7条</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① (現行通り) ② (現行通り) ③ (削除)</p> <p>③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続、遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>(附則)</u> この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。</p>	<p>第7条</p> <p>1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>① (省略) ② (省略)</p> <p>③<u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u></p> <p>④お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>⑤お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続、遺贈の手続きが完了したとき</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上 平成21年1月</p>

＜投資信託受益権振替決済口座管理約款＞ 新旧対照表

新	旧
<p><u>(共通番号の届出)</u></p> <p><u>第3条の2</u></p> <p><u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条</p> <ol style="list-style-type: none"> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。 （現行どおり） 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。 	<p><u>（新設）</u></p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>（届出事項の変更手続き）</p> <p>第12条</p> <ol style="list-style-type: none"> 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。 （省略） 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。
以上	以上
附則	平成22年7月
この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。	

振替決済口座管理約款

<新旧対照表>

内藤証券株式会社

新	旧
振替決済口座管理約款 <u>(共通番号の届出)</u> 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	振替決済口座管理約款 <u>(新設)</u>
(当社への届出事項) 第4条 1. 「総合口座取引申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名、共通番号をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。 (削除)	(当社への届出事項) 第4条 1. 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出印およびお届出の氏名又は名称、住所、生年月日等とします。 2. お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していくたゞく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。
(振替の申請) 第5条 1. お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 ①・② (現行通り) (削除) 2~4 (現行通り)	(振替の申請) 第5条 1. お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 ①・② (省略) ③振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。 2~4 (省略)
(分離適格振決国債に係る元利分離申請) 第7条 1. 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、 <u>次</u> に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。 (削除) 2・3 (現行通り)	(分離適格振決国債に係る元利分離申請) 第7条 1. 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、 <u>次の各号</u> に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。 ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。 ②当該分離適格振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。 2・3 (省略)
(分離元本振決国債等の元利統合申請) 第8条 1. 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、 <u>次</u> に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をす	(分離元本振決国債等の元利統合申請) 第8条 1. 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、 <u>次の各号</u> に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申

振替決済口座管理約款

< 新 旧 対 照 表 >

内藤証券株式会社

新	旧
<p>ることができます。</p> <p>①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>請をすることができます。</p> <p>①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>②当該分離元本振決国債と名称及び記号が同じ分離適格振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。</p>
2・3 (現行通り)	2・3 (省 略)
(届出事項の変更手続き)	(届出事項の変更手続き)
第13条	第13条
1. お届出事項（氏名若しくは名称、 <u>住所又は共通番号</u> ）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「運転免許証」等の書類をご提出 <u>又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等</u> があります。	1. お届出事項（氏名若しくは名称 <u>又は</u> 住所）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「運転免許証」等の書類をご提出願うことがあります。
2 (現行通り)	2 (省 略)
附則 <u>この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</u>	以上 以 上 平成22年 7 月

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条

- この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、内藤証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「内藤証券の約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条

- お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。
- 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。
- お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

第3条

- 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において 20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。
- 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
- 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記

録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条

1. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文又は同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等又は同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第7条

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

②お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第8条

1. 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

①災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わな

いこと

- ②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと
イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する事由による譲渡
ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）

第9条

お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、E T F（上場投資信託）、上場R E I T（不動産投資信託）及び上場J D R（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第10条

第7条若しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第11条

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

（出国時の取扱い）

第12条

- お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

（課税未成年者口座の設定）

第13条

課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第10項各号に定める関係にある法人の営業所を開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

（課税管理勘定における処理）

第14条

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ

若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(譲渡の方法)

第15条

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第16条

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第17条

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ①災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ②当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと
イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する事由による譲渡
ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
- ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第18条

第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)

第19条

1. お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。）を廃止いたします。
2. 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第20条

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第21条

1. お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
 - ①お客様名義の預貯金口座からの入金
 - ②お客様名義の当社証券口座からの入金

- ③現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）
2. お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
- ①お客様名義の預貯金口座への出金
②現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
③お客様名義の証券口座への移管
3. 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。
4. お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関するお客様の同意がある旨を確認することとします。
5. 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。
6. お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第22条

- お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条

お客様が15歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第25条

- お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第26条

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第27条

- 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第28条

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があつた場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があつた場合 出国日
- ④お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）
- ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
- ⑥お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当社の定める日

(合意管轄)

第29条

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第30条

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

以 上

附則

この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。